

重度障がい者のための社会参加事業について

重度障がい者が、定期的に医療機関へ通院等するために、タクシーや自家用車を利用されている場合、その費用の一部が助成されます。

※本人などに一定以上の所得がある場合は、助成されません。

●対象者

障がいの種類	身体障害者手帳の級
腎臓障害によって、定期的に透析治療を受けている方	1級
下肢又は体幹機能障がい	1、2級
視覚障がい	1級
心臓、腎臓、呼吸器機能障がい	1級
特定疾患患者で特定疾患医療受給者証のある方	

※身体障害者手帳については、総合の級ではなく、対象の障害について該当の級であること

●申請時に必要なもの

- ・身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証
- ・領収書（ガソリン代又はタクシー代のどちらか）（令和2年1月1日～12月31日のもの）
※手帳及び受給者証の交付日以降のものに限る。
- ・運転される方の免許証及び車検証
- ・印鑑、銀行口座の分かるもの

●申請期間

2月1日(月)～26日(金)

●助成金額

- 次のいずれか一つが対象となります
- ・タクシー利用者 12,000円
 - ・自家用車利用者 8,000円
 - ・透析治療者 12,000円

※この事業は今年度で終了します。

家族介護慰労金支給について

在宅で要介護状態にある方を介護している家族に対して、慰労金を支給します。

●申請期間

2月1日(月)～26日(金)

●対象者

町内に住所を有し、要介護3・4・5と認定された方と6か月以上同居し、現に介護をしている方

●要介護者の資格要件

- ・在宅で要介護状態にある方
- ・介護保険サービスを継続して6か月以上利用していないこと
- ・医療機関等に入院していないこと



●慰労金額

月30,000円

※詳細につきましてはお問い合わせください。

家族介護用品給付事業

介護用品の購入について、一部を補助します。

●対象者

要介護3・4・5に認定され、在宅で介護を受けている方(入院・入所中の期間は対象外)

●対象用品

紙おむつ、使い捨て手袋、使い捨て清拭タオル、おむつカバー、失禁用パンツ、防水シート

●給付額

対象者1人につき購入金額年間75,000円を

限度とし、購入額の9割を給付します。

※年額は4月～翌年3月までで集計します。

※年度途中で対象又は、対象外となった場合は、月割で限度額が変更となります。

●申請時の持ち物

購入品目・金額がわかる領収書、申請者の印鑑、振込先口座のわかるもの
※令和2年度分は令和3年4月上旬までに申請してください。

第11回特別弔慰金のご案内

●支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において、戦没者等の妻や父母等がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方

●請求期限

令和5年3月31日まで